

被災宅地危険度判定制度について

被災宅地危険度判定士養成講習会

主催：新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会

講義内容

1. 被災宅地危険度判定制度の概要

2. 危険度判定の概要

1. 被災宅地危険度判定制度の概要

1. 被災宅地危険度判定制度の概要

被災宅地危険度判定制度とは…

- 公共・民間を問わず、被災宅地の状況について調査・判定する知識及び経験を有する技術者を被災宅地危険度判定士として予め認定登録し、災害時にこれらの技術者をボランティアとして派遣する制度。
- 平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓。

1. 被災宅地危険度判定制度の概要

被災宅地危険度判定制度の役割

- 地震や大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、**宅地被害**の発生状況を迅速かつ的確に把握し、**住民へ情報提供**することにより、**二次災害の軽減・防止を図る**。
- 復旧対策に資する被災情報の収集とその活用等も兼ねる。

1. 被災宅地危険度判定制度の概要

被災宅地危険度判定連絡協議会とは…

- 被災宅地危険度判定活動をより円滑かつ適切に実施するため、国土交通省、都道府県及び政令市などを会員として構成された協議会。平成9年5月に創設。
- 広域的な災害時に、より迅速かつ適切に対処するため、各地方公共団体の相互支援に関する調整等を含めた協議会体制を整備。

⇒ **新潟県被災宅地危険度判定連絡協議会**
平成13年2月設立：県内全自治体参加

1. 被災宅地危険度判定制度の概要

被災宅地危険度判定士とは…

1. 被災宅地危険度判定士は、被災地において、地元市町村長又は都道府県の要請により**被災宅地の危険度判定を行う技術者**。
2. 主に土木・建築等の技術者で、一定の専門技術資格要件を有し、県が実施する「**被災宅地危険度判定士養成講習会**」の受講と登録が必要（**5年毎に登録更新**）。
3. 判定活動をする場合、**認定登録証**を携帯し、「被災宅地危険度判定士」と明示した**腕章**及びヘルメットを着用。

1. 被災宅地危険度判定制度の概要

(表)

(裏)

判定士の携行品(1) 認定登録証

認定登録番号 B8-2015001	
新潟県被災宅地危険度判定士認定登録証	
氏名	〇〇 〇〇
住所	〇〇市〇〇町1-2-3
生年月日	1900 / 01 / 00
認定登録年月日	2022 / 07 / 22
有効期限	2028 / 03 / 31
新潟県知事	

本証は大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的に新潟県知事が認定登録し交付したものである。

注意事項

- 被災宅地危険度判定士として危険度判定活動に従事する場合は、必ず本証を携帯してください。
- 氏名、住所、勤務先等に変更が生じた場合は届け出てください。
- 本証の更新は、有効期限満了までに被災宅地危険度判定士更新講習会を受講した上で行ってください。
- 被災宅地危険度判定士に関する問い合わせは下記のところまでご連絡ください。

【新潟県土木部都市局都市政策課 広域都市政策班 Tel:025-280-5428】

判定士の携行品(2) 腕章



1. 被災宅地危険度判定制度の概要

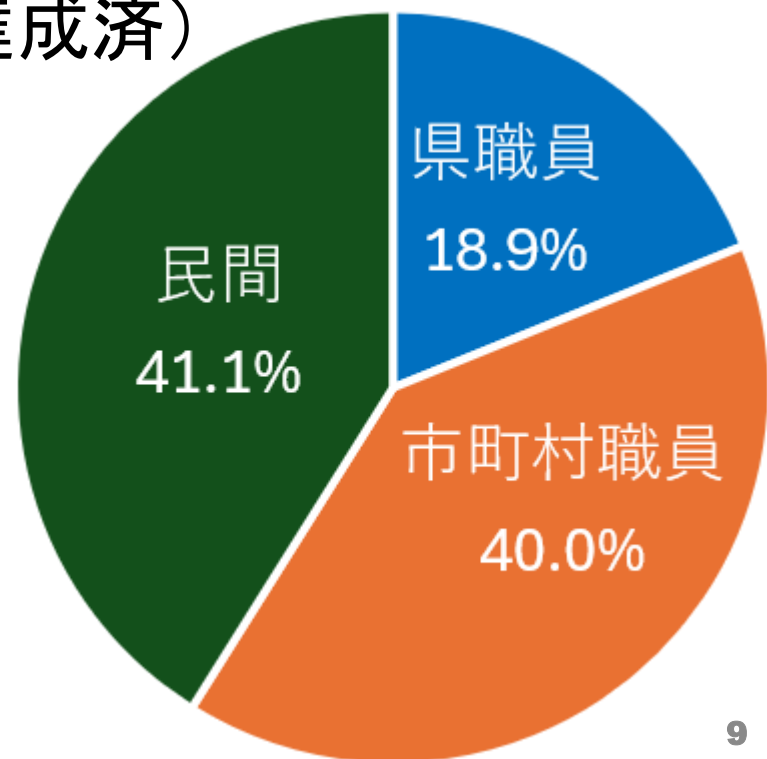
県内の被災宅地危険度判定士

- 目標数：
全国で1万人以上（達成済）
新潟県200人以上（H13年度で達成済）

- 新潟県の登録判定士
1,081名が登録済(R8.4.1現在)

【内訳】

- 県職員 : 204名
- 市町村職員 : 433名
- 民間 : 444名



1. 被災宅地危険度判定制度の概要

注意事項

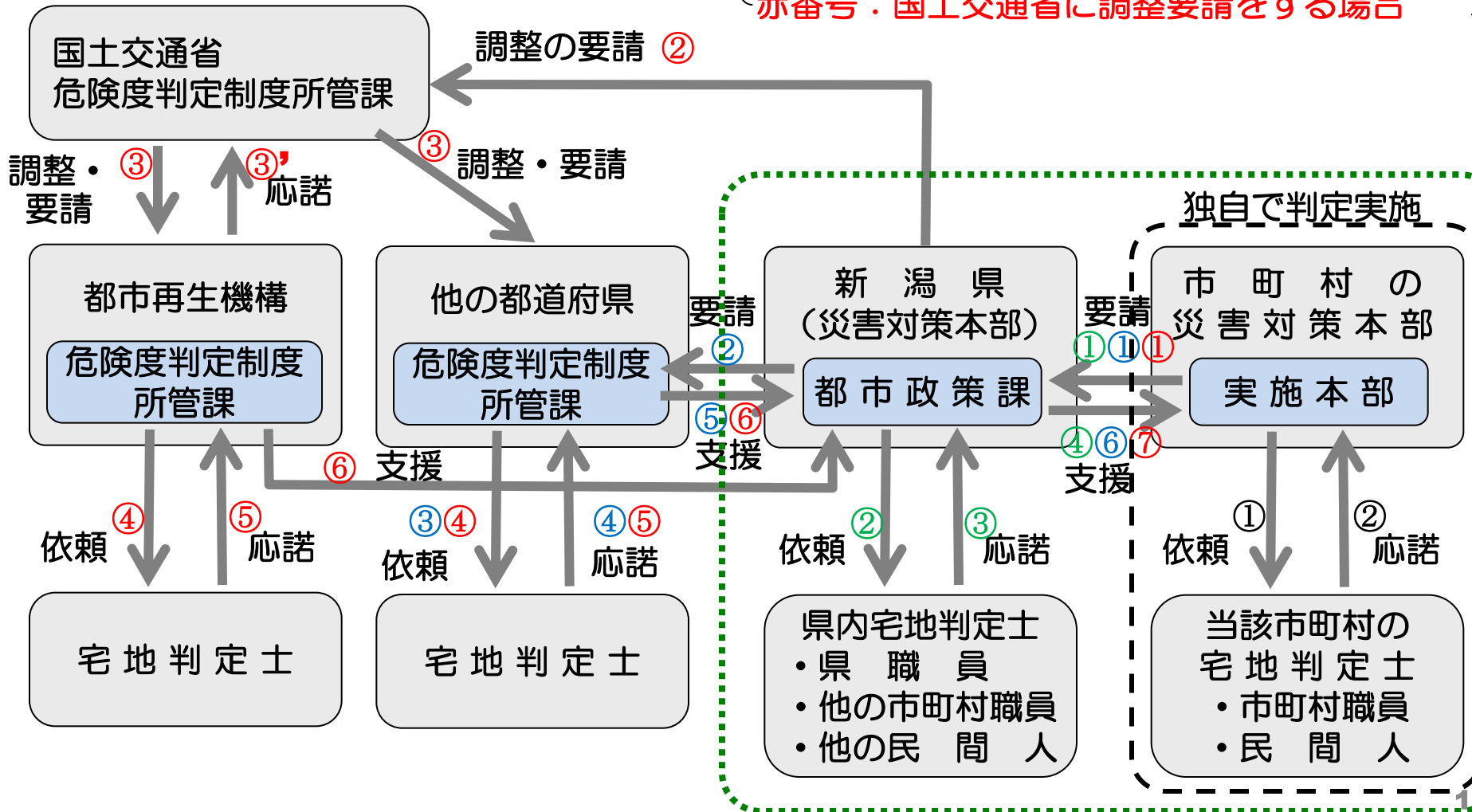
- 家屋の倒壊等の危険性を応急的に判定調査する制度として「被災建築物応急危険度判定制度」(全国被災建築物応急危険度判定協議会)がある。
- 被災者支援策の判断材料の一つとして用いられる「被災証明」のための被害調査ではない。

1. 被災宅地危険度判定制度の概要

危険度判定実施体系図

(注) 実施フロー

- 黒番号：被災市町村独自で判定実施する場合
- 緑番号：県内判定士で支援する場合
- 青番号：他の都道府県に支援要請する場合
- 赤番号：国土交通省に調整要請をする場合



2. 危険度判定の概要

2. 危険度判定の概要

被災宅地危険度判定連絡協議会

HOME



被災宅地危険度判定制度

被災宅地事例

ダウンロード

掲示板

Q & A

各都道府県等お問い合わせ・
その他情報

ダウンロード

※各項目を選択しても表示されない場合は、右クリックの「対象ファイルを保存」を選びダウンロードしてからご覧ください。

◎ 被災宅地危険度判定関係

- ・被災宅地危険度判定実施要綱
- ・被災宅地危険度判定業務・実施マニュアル(PDF版)
- ・被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(PDF版)
- ・被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(参考資料)(PDF版)
- ・擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き(PDF版)
- ・調査票・判定ステッカー(WORD版)
- ・判定調整員業務マニュアル(PDF版)
- ・実施本部マニュアル(PDF版)

2. 危険度判定の概要

危険度判定調査の概要

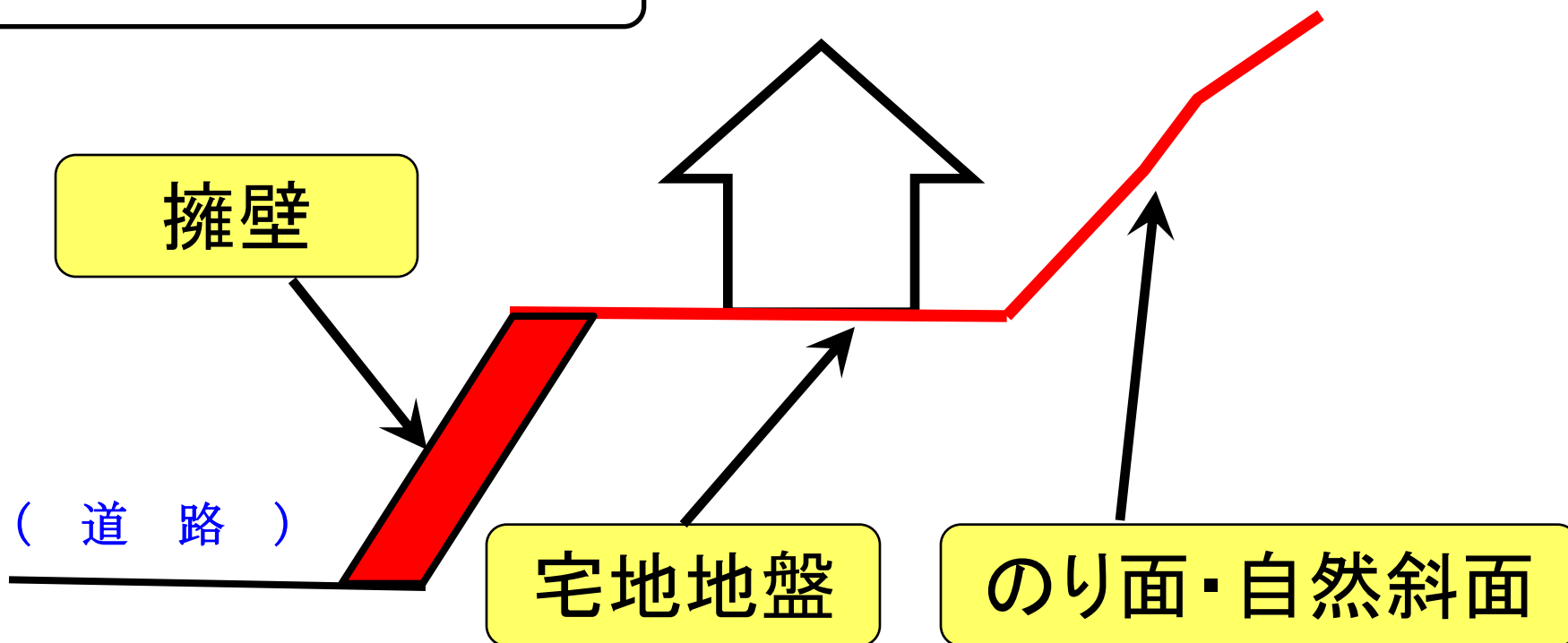
- 宅地危険度判定士を含む3名程度が1組になって、調査票等に定められた客観的な基準(調査票)により、目視できる範囲の箇所について被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定。
- 判定時の持ち物は実施マニュアルP.3参照

※危険と思われる宅地には
立ち入らないで調査することもある。

2. 危険度判定の概要

危険度判定調査の概要

調査対象イメージ



2. 危険度判定の概要

判定票の種類

様式－1 **擁壁**被害調査危険度判定票

様式－2 **宅地地盤／のり面・自然斜面**
被害状況調査の判定票

様式－3 **擁壁・のり面の崩落に伴う影響**
範囲図

2. 危険度判定の概要

調査の流れ

(1) 判定の実施を伝える

(2) 被害状況の確認

(3) 被害状況の調査

(4) 調査結果の揭示



結果の整理、報告

2. 危険度判定の概要

危険度判定調査の概要

(1) 判定の実施を伝える

被災宅地危険度判定を行っています

被災宅地の危険度判定制度

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

被災宅地危険度判定士とは・・・

被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」）は、被災した市町村又は都道府県の要請により、宅地の二次災害の危険度の判定を行う技術者です。主に土木、建築等の技術者で、一定の専門技術資格・経験を有し、都道府県が実施する「被災宅地危険度判定士講習会」の受講した後に登録した者です。

判定活動をする場合、登録証を携帯し、「被災宅地危険度判定士」と明示した胸章やヘルメットを着用しています。

判定の概要

宅地判定士を含む2～3人が1組になって、調査票等に定められた客観的な基準により、目視できる範囲の箇所について被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定します。その際、危険と思われる宅地には立ち入らないで調査することもあります。

①被害状況確認(補装) 全体の被害状況を把握しながら、宅地の平面図、被害箇所の縮刷図を調査票に記載していきます。	②被害状況確認(宅地) 宅地に亀裂がないか等調査し、宅地全体の被害状況を把握していきます。	③被害状況の詳細調査(亀裂) 各被害状況の詳細(亀裂の幅、傾斜状況等)を調査し、被害程度に応じて危険をつけていき、各宅地の被害状況を点検化していきます。	④調査結果の報告 各宅地の被害点数に応じて、宅地所有、近隣の住民が余震により二次災害にあわないよう、宅地の状況を周知するため、結果票を立つ場所に掲示します。
---	--	---	---

判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果は、下記の3種類の判定ステッカーを見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。

また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。なお、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

危険宅地 UNSAFE この宅地に入ること は危険です。	要注意宅地 LIMITED ENTRY この宅地に入る場合は 十分に注意してください。	調査済宅地 INSPECTED この宅地の被災程度は 小さいと考えられます。
--	---	--

注意

※ 本判定結果は、あくまで被災後に実施される宅地の危険度に関する暫定的な調査であるため、「防災証明」のための調査ではありません。

問 合 先

〇〇県 〇〇部 〇〇局 〇〇課
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

2. 危険度判定の概要

危険度判定調査の概要

(2) 被害状況確認 (擁壁)

- 擁壁全体の被害状況を確認。
- 被害箇所的位置図や断面図などを、調査票に記入。



2. 危険度判定の概要

危険度判定調査の概要

(2) 被害状況確認（宅地地盤）

- 宅地全体の被害状況を確認。
- 被害箇所が分かるように宅地の平面図などを、調査票に記入。

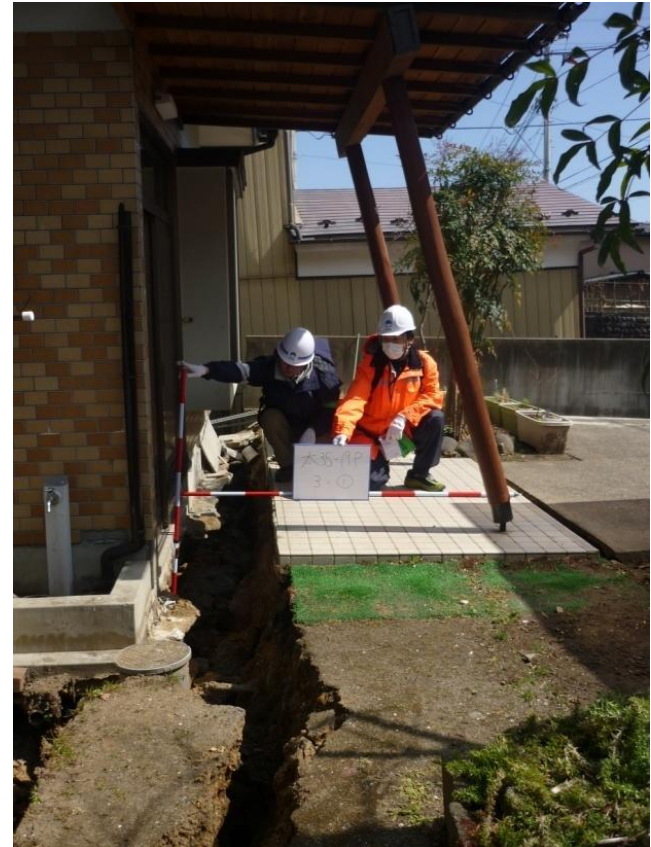


2. 危険度判定の概要

危険度判定調査の概要

(3) 被害状況の調査

- 各被害箇所の状況を調査し、被害の程度に応じて点数を付けます。
- 被害箇所の撮影
(全景、局部)



2. 危険度判定の概要

危険度判定調査の概要

(4) 調査結果の掲示

- 宅地所有者や近隣の住民が余震等により、二次災害に遭わないよう、宅地の状況を周知するため、被害点数に応じたステッカーを目立つ場所に貼ります。



2. 危険度判定の概要

判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果は、**判定ステッカー**を**見えやすい場所に表示し**、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるようにします。
- 判定ステッカーには、判定結果に基づく**対処方法についての簡単な説明**や**二次災害防止のための処置**についても明示します。
- 判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示します。

2. 危険度判定の概要

判定ステッカー

【青色：調査済宅地】

- ・被害の程度が小さい

【黄色：要注意宅地】

- ・宅地に入る場合は注意
- ・応急的補強は専門家への相談を

【赤色：危険宅地】

- ・宅地に入ることは危険
- ・専門家への相談を

被災宅地危険度判定結果

調査済宅地

INSPECTED

- ◆ この宅地の被災度は小さいと考えられます
- ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています
- ◆ この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません
- ◆ この判定は「震災証明」に係る調査ではありません

注記：

調査番号

判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在

(災害対策本部) 電話 ()

宅地危険度判定実施本部

被災宅地危険度判定結果

要注意宅地

LIMITED ENTRY

- ◆ この宅地に入る場合は十分注意して下さい
- ◆ 応急的に補強する場合は専門家にご相談下さい
- ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています
- ◆ この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません
- ◆ この判定は「震災証明」に係る調査ではありません

注記：

調査番号

判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在

(災害対策本部) 電話 ()

宅地危険度判定実施本部

被災宅地危険度判定結果

危険宅地

UNSAFE

- ◆ この宅地に入ることは危険です
- ◆ 立ち入る場合や復旧にあたっては専門家に相談して下さい
- ◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています
- ◆ この判定は宅地に係る判定です・建築物の判定ではありません
- ◆ この判定は「震災証明」に係る調査ではありません

注記：

調査番号

判定日時 年 月 日 午前・午後 時現在

(災害対策本部) 電話 ()

宅地危険度判定実施本部

※本調査結果は、あくまで被災後速やかに実施される暫定的な調査であるため、被災者支援策の判断材料の一つとして用いられる「り災証明」とは関係ありません。

2. 危険度判定の概要

結果の整理、報告

調査及び危険度判定の結果は、現地調査終了後速やかに必要な整理を行い、実施本部へ報告する。



2. 危険度判定の概要

その他

- 判定士の派遣要請

広域的な大災害発生時に支援要請があった場合、地元以外の地域へ派遣をお願いする場合があります。

- 判定士の業務期間

現地までの往復に要する日数を含めて**1週間程度**

- 被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償

判定活動または訓練活動に従事している際の補償制度（判定士の費用負担なし）。